

拡幅整備協議合意書

練馬区（以下「甲」という。）と建築主（以下「乙」という。）は、練馬区狭あい道路等の拡幅整備に関する要綱（以下「要綱」という。）第3条第1項に基づき、狭あい道路等の拡幅整備に関する協議（以下「拡幅整備協議」という。）をした結果、拡幅整備協議が整ったため、要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり本合意書を取り交わす。

この合意を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

記

1 土地の所在地

住居表示 練馬区 丁目 番 号

地名地番 練馬区 丁目 番

2 合意内容

- (1) 別紙拡幅整備協議概要書（第2号様式）のとおり
- (2) 別紙拡幅整備協議概要書を近隣建築等の調査の参考資料として公開（閲覧または複写の交付）すること。
- (3) 甲は、要綱の規定により、拡幅整備協議が成立した日の翌日から起算して3年以内に拡幅整備が行われない場合等において、拡幅整備協議の取りやめがあったものとみなすことができ、本拡幅整備協議合意書が失効すること。

年 月 日

甲 東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号
練馬区
練馬区長

乙 住所

氏名

印